

資料編

- 資料1 空家等対策の推進に関する特別措置法
- 資料2 川越市空家等対策の推進に関する特別措置法施行細則
- 資料3 空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針【概要】
- 資料4 「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針（ガイドライン）【概要】 ※R3.6.30改正
- 資料5 川越市空家等の適切な管理に関する条例
- 資料6 川越市空家等の適切な管理に関する条例施行規則
- 資料7 川越市空家等対策協議会要綱
- 資料8 川越市空家等対策協議会 委員名簿
- 資料9 川越市空家等対策計画庁内検討委員会設置要綱
- 資料10 川越市特定空家等判定委員会要綱
- 資料11 川越市空家等対策計画 策定経過

空家等対策の推進に関する特別措置法

平成26年11月27日

法律第127号

(目的)

第一条 この法律は、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するため、空家等に関する施策に関し、国による基本指針の策定、市町村（特別区を含む。第十条第二項を除き、以下同じ。）による空家等対策計画の作成その他の空家等に関する施策を推進するために必要な事項を定めることにより、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であつて居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

2 この法律において「特定空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

(空家等の所有者等の責務)

第三条 空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする。

(市町村の責務)

第四条 市町村は、第六条第一項に規定する空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする。

(基本指針)

第五条 国土交通大臣及び総務大臣は、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 空家等に関する施策の実施に関する基本的な事項
- 二 次条第一項に規定する空家等対策計画に関する事項
- 三 その他空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

- 3 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。
- 4 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(空家等対策計画)

第六条 市町村は、その区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、基本指針に即して、空家等に関する対策についての計画(以下「空家等対策計画」という。)を定めることができる。

- 2 空家等対策計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針
 - 二 計画期間
 - 三 空家等の調査に関する事項
 - 四 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項
 - 五 空家等及び除却した空家等に係る跡地(以下「空家等の跡地」という。)の活用の促進に関する事項
 - 六 特定空家等に対する措置(第十四条第一項の規定による助言若しくは指導、同条第二項の規定による勧告、同条第三項の規定による命令又は同条第九項若しくは第十項の規定による代執行をいう。以下同じ。)その他の特定空家等への対処に関する事項
 - 七 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項
 - 八 空家等に関する対策の実施体制に関する事項
 - 九 その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項

- 3 市町村は、空家等対策計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 市町村は、都道府県知事に対し、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関し、情報の提供、技術的な助言その他必要な援助を求めることができる。

(協議会)

第七条 市町村は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会(以下この条において「協議会」という。)を組織することができる。

- 2 協議会は、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)のほか、地域住民、市町村の議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者その他の市町村長が必要と認める者をもって構成する。
- 3 前二項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(都道府県による援助)

第八条 都道府県知事は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施その他空家等に関しこの法律に基づき市町村が講ずる措置について、当該市町村に対する情報の提供及び技

術的な助言、市町村相互間の連絡調整その他必要な援助を行うよう努めなければならない。

(立入調査等)

第九条 市町村長は、当該市町村の区域内にある空家等の所在及び当該空家等の所有者等を把握するための調査その他空家等に関しこの法律の施行のために必要な調査を行うことができる。

2 市町村長は、第十四条第一項から第三項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その五日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

4 第二項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

5 第二項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(空家等の所有者等に関する情報の利用等)

第十条 市町村長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であって氏名その他の空家等の所有者等に関するものについては、この法律の施行のために必要な限度において、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2 都知事は、固定資産税の課税その他の事務で市町村が処理するものとされているものうち特別区の存する区域においては都が処理するものとされているものために利用する目的で都が保有する情報であって、特別区の区域内にある空家等の所有者等に関するものについて、当該特別区の区長から提供を求められたときは、この法律の施行のために必要な限度において、速やかに当該情報の提供を行うものとする。

3 前項に定めるもののほか、市町村長は、この法律の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。

(空家等に関するデータベースの整備等)

第十一条 市町村は、空家等（建築物を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するもの（周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう適切に管理されているものに限る。）を除く。以下第十三条までにおいて同じ。）に関するデータベースの整備その他空家等に関する正確な情報を把握するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(所有者等による空家等の適切な管理の促進)

第十二条 市町村は、所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、これらの者に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

(空家等及び空家等の跡地の活用等)

第十三条 市町村は、空家等及び空家等の跡地（土地を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するものを除く。）に関する情報の提供その他これらの活用のために必要な対策を講ずるよう努めるものとする。

(特定空家等に対する措置)

第十四条 市町村長は、特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置（そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にない特定空家等については、建築物の除却を除く。次項において同じ。）をとるよう助言又は指導をすることができる。

2 市町村長は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。

3 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

4 市町村長は、前項の措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対し、その命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、その措置を命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。

5 前項の通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から五日以内に、市町村長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。

6 市町村長は、前項の規定による意見の聴取の請求があった場合においては、第三項の措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。

7 市町村長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、第三項の規定によって命じようとする措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、期日の三日前までに、前項に規定する者に通知するとともに、これを公告しなければならない。

8 第六項に規定する者は、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。

9 市町村長は、第三項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の

期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。

- 1 0 第三項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくその措置を命ぜられるべき者を確知することができないとき（過失がなく第一項の助言若しくは指導又は第二項の勧告が行われるべき者を確知することができないため第三項に定める手続により命令を行うことができないときを含む。）は、市町村長は、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、市町村長又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。
- 1 1 市町村長は、第三項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他国土交通省令・総務省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。
- 1 2 前項の標識は、第三項の規定による命令に係る特定空家等に設置することができる。この場合においては、当該特定空家等の所有者等は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。
- 1 3 第三項の規定による命令については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。
- 1 4 国土交通大臣及び総務大臣は、特定空家等に対する措置に関し、その適切な実施を図るために必要な指針を定めることができる。
- 1 5 前各項に定めるもののほか、特定空家等に対する措置に関し必要な事項は、国土交通省令・総務省令で定める。

（財政上の措置及び税制上の措置等）

第十五条 国及び都道府県は、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、空家等に関する対策の実施に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充その他の必要な財政上の措置を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、前項に定めるもののほか、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、必要な税制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

（過料）

第十六条 第十四条第三項の規定による市町村長の命令に違反した者は、五十万円以下の過料に処する。

- 2 第九条第二項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第九条第二項から第五項まで、第十四条及び第十六条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成二七年政令第五〇号で、本文に係る部分は、平成二七年二月二六日から、ただし書に係る部分は、平成二七年五月二六日から施行)

(検討)

- 2 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

川越市空家等対策の推進に関する特別措置法施行細則

平成29年8月10日

規則第55号

(趣旨)

第一条 この規則は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成二十六年法律第二百七十七号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(立入調査の通知)

第二条 法第九条第三項の規定による立入調査の通知は、立入調査通知書(様式第一号)により行うものとする。

(身分証明書)

第三条 法第九条第四項の身分を示す証明書は、立入調査員証(様式第二号)によるものとする。

(勧告)

第四条 法第十四条第二項の規定による勧告は、勧告書(様式第三号)により行うものとする。

(命令)

第五条 法第十四条第三項の規定による命令は、命令書(様式第四号)により行うものとする。

(命令に係る事前の通知書の交付)

第六条 法第十四条第四項の通知書の交付は、命令に係る事前の通知書(様式第五号)により行うものとする。

(行政代執行)

第七条 代執行(法第十四条第九項の規定により行う行政代執行法(昭和二十三年法律第四十三号)第二条の規定による処分をいう。以下この条において同じ。)に係る同法第三条第一項の規定による戒告は、戒告書(様式第六号)により行うものとする。

2 代執行に係る行政代執行法第三条第二項の規定による通知は、代執行令書(様式第七号)により行うものとする。

3 代執行に係る行政代執行法第四条の執行責任者たる本人であることを示す証票は、執行責任者証(様式第八号)によるものとする。

(標識の設置)

第八条 法第十四条第十一項の標識の設置は、標識(様式第九号)により行うものとする。

(その他)

第九条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和三年五月一四日規則第四三号)

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

第 号
年 月 日

様

川越市長



立入調査通知書

あなたが所有（管理）をしている下記の空家等について、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第9条第2項の規定により立入調査を行います。

記

- 1 対象となる空家等
所在地
種類
所有者等の氏名及び住所

- 2 立入調査の日時
年 月 日 時

様式第2号 (第3条関係)

(表面)

		第	号
5.5センチメートル	立入調査員証	<div style="border: 1px solid black; width: 80px; height: 60px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 写 真 </div>	
	所 属 職 名 氏 名		
	上記の者は、空家等対策の推進に関する特別措置法第9条第2項の規定による立入調査を行う職員であることを証する。		
	年 月 日 発 行 年 月 日 限 有 効		
	川越市長	<div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 15px; display: inline-block;"></div> 印	
	8.5センチメートル		

(裏面)

空家等対策の推進に関する特別措置法 (抜粋)

(立入調査等)

第9条 1 略

2 市町村長は、第14条第1項から第3項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その5日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

4 第2項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

5 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

様式第3号（第4条関係）

（表面）

第 号
年 月 日

様

川越市長

印

勸告書

あなたが所有（管理）をしている下記の物件は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に定める特定空家等に該当すると認められたため、対策を講じるよう指導してまいりましたが、現在に至っても改善がなされておりません。

つきましては、下記のとおり必要な措置をとるよう、法第14条第2項の規定に基づき勸告します。

記

- 1 対象となる特定空家等
所在地
用途
所有者等の住所及び氏名
- 2 勸告に係る措置の内容
- 3 勸告に至った事由（該当する事由の□に印が付されています。）
 そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
 そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態
 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
 その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態
- 4 勸告の責任者
- 5 措置の期限 年 月 日

(裏面)

備考

- 1 上記5の期限までに上記2の措置を実施した場合は、遅滞なく上記4の者まで報告してください。
- 2 上記5の期限までに正当な理由なく上記2の措置をとらなかった場合は、法第14条第3項の規定に基づき、当該措置をとることを命ずることがあります。
- 3 上記1の特定空家等に係る敷地が住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあつては、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2又は同法第702条の3の規定に基づき、この勧告により、当該敷地は当該特例の対象から除外されることとなります。

様式第4号（第5条関係）

（表面）

第 年 月 日

様

川越市長

印

命 令 書

あなたが所有（管理）をしている下記の物件は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に定める特定空家等に該当すると認められたため、 年 月 日付け 第 号により法第14条第3項の規定に基づき命ずる旨を事前に通知しましたが、現在に至っても通知した措置がとられていないとともに、当該通知に示した意見書等の提出期限までに意見書等の提出がなされませんでした。

つきましては、下記のとおり措置をとることを命令します。

記

- 1 対象となる特定空家等
所在地
用途
所有者等の住所及び氏名
- 2 措置の内容
- 3 命ずるに至った事由
- 4 命令の責任者
- 5 措置の期限 年 月 日

備考

- 1 上記2の措置を実施した場合は、遅滞なく上記4の者まで報告してください。
- 2 本命令に違反した場合は、法第16条第1項の規定に基づき、50万円以下の過料に処せられます。
- 3 上記5の期限までに上記2の措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同期限までに完了する見込みがないときは、法第14条第9項の規定に基づき、当該措置について行政代執行の手続に移行することがあります。

(裏面)

教示

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、川越市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、川越市を被告として（訴訟において川越市を代表する者は川越市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、これらの期間が経過する前であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合における処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます（この裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

また、上記の審査請求や処分の取消しの訴えの提起をすることができる各期間を経過した後であっても、正当な理由があるときは、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第5号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

川越市長



命令に係る事前の通知書

あなたが所有（管理）をしている下記の物件は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に定める特定空家等に該当すると認められたため、年 月 日付け 第 号により必要な措置をとるよう勧告しましたが、現在に至っても当該措置がとられていません。

このまま措置が講じられない場合には、法第14条第3項の規定に基づき、下記のとおり当該措置をとることを命ずることとなりますので通知します。

なお、あなたは、法第14条第4項の規定に基づき、本件に関し意見書及び自己に有利な証拠を提出することができるとともに、同条第5項の規定に基づき、この通知書の交付を受けた日から5日以内に、川越市長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる旨申し添えます。

記

- 1 対象となる特定空家等
所在地
用途
所有者等の住所及び氏名
- 2 命じようとする措置の内容
- 3 命ずるに至った事由
- 4 意見書の提出及び公開による意見の聴取の請求先
- 5 意見書の提出期限 年 月 日

備考 上記2の措置を実施した場合は、遅滞なく上記4の請求先まで報告してください。

様式第6号（第7条関係）

（表面）

第 号
年 月 日

様

川越市長



戒 告 書

年 月 日付け 第 号により、あなたが所有（管理）をしている下記
の特定空家等について、年 月 日までに下記の措置を行うよう命じました。

この命令を年 月 日までに履行しないときは、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第14条第9項の規定により、下記の特定空家等について下記の措置を代執行しますので、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第1項の規定により、その旨を戒告します。

なお、代執行に要する全ての費用は、行政代執行法第5条の規定により、あなたから徴収します。また、代執行により、その物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任は負わないことを申し添えます。

記

1 特定空家等

(1) 所在地

(2) 用途

(3) 構造

(4) 規模 建築面積 約 m^2 延床面積 約 m^2

(5) 所有者等の住所及び氏名

2 措置の内容

(裏面)

教示

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、川越市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、川越市を被告として（訴訟において川越市を代表する者は川越市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、これらの期間が経過する前であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合における処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます（この裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

また、上記の審査請求や処分の取消しの訴えの提起をすることができる各期間を経過した後であっても、正当な理由があるときは、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第7号（第7条関係）

（表面）

第 号
年 月 日

様

川越市長



代執行令書

年 月 日付け 第 号により、あなたが所有（管理）をしている下記の特定空家等について、下記の措置を 年 月 日までに行うよう戒告しましたが、指定の期日までに当該措置が履行されませんでした。

つきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第14条第9項の規定により、下記のとおり代執行を行いますので、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第2項の規定により、通知します。

また、代執行に要する全ての費用は、行政代執行法第5条の規定により、あなたから徴収します。なお、代執行により、その物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任は負わないことを申し添えます。

記

- 1 年 月 日付け 第 号により戒告した措置の内容
- 2 代執行の対象となる特定空家等
所在地
用途
- 3 代執行の時期
年 月 日から 年 月 日まで
- 4 執行責任者
- 5 代執行に要する費用の概算見積額

円

(裏面)

教示

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、川越市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、川越市を被告として（訴訟において川越市を代表する者は川越市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、これらの期間が経過する前であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合における処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます（この裁決の日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

また、上記の審査請求や処分の取消しの訴えの提起をすることができる各期間を経過した後であっても、正当な理由があるときは、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第8号（第7条関係）

(表面)

5.5センチメートル	第 号
	執行責任者証
	職・氏名
	上記の者は、次に掲げる代執行の執行責任者であることを証する。
	年 月 日
	川越市長 印
	1 代執行をなすべき事項
	2 代執行をなすべき時期
	8.5センチメートル

(裏面)

空家等対策の推進に関する特別措置法（抜粋）
（特定空家等に対する措置）
第14条 1～8 略
9 市町村長は、第3項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和23年法律43号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。
10～15 略
行政代執行法（抜粋）
第4条 代執行のために現場に派遣される執行責任者は、その者が執行責任者たる本人であることを示すべき証票を携帯し、要求があるときは、何時でもこれを呈示しなければならない。

様式第9号（第8条関係）

標 識

下記特定空家等の所有者は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第14条第3項の規定に基づき措置をとることを、 年 月 日付け
第 号により命ぜられています。

記

1 対象となる特定空家等

所在地

用途

2 措置の内容

3 命ずるに至った事由

4 命令の責任者

5 措置の期限

年 月 日

空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針【概要】

空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第5条に基づき、国土交通大臣及び総務大臣が定めることとされている。

一 空家等に関する施策の実施に関する基本的な事項

- 1 本基本指針の背景
 - (1) 空家等の現状
 - (2) 空家等対策の基本的な考え方
 - ① 基本的な考え方
 - ・所有者等に第一義的な管理責任
 - ・住民に最も身近な市町村による空家等対策の実施の重要性 等
 - ② 市町村の役割
 - ・空家等対策の体制整備
 - ・空家等対策計画の作成、必要な措置の実施 等
 - ③ 都道府県の役割
 - ・空家等対策計画の作成・実施等に関する市町村への必要な援助の実施 等
 - ④ 国の役割
 - ・特定空家等対策に関するガイドラインの策定
 - ・必要な財政上の措置・税制上の措置の実施 等
- 2 実施体制の整備
 - (1) 市町村内の関係部局による連携体制
 - (2) 協議会の組織
 - (3) 空家等の所有者等及び周辺住民からの相談体制の整備
- 3 空家等の実態把握
 - (1) 市町村内の空家等の所在等の把握
 - (2) 空家等の所有者等の特定及び意向の把握
 - (3) 空家等の所有者等に関する情報を把握する手段
 - ・固定資産税情報の内部利用 等
 - 4 空家等に関するデータベースの整備等
 - 5 空家等対策計画の作成
 - 6 空家等及びその跡地の活用の促進
 - 7 特定空家等に対する措置の促進
 - ・ガイドラインを参照しつつ、将来の外不経済が予見される空家等を含め、特定空家等の対策を推進
 - 8 空家等に関する対策の実施に必要な財政上・税制上の措置
 - (1) 財政上の措置
 - (2) 税制上の措置
 - ・空き家の発生を抑制するための所得税等の特例措置
 - ・市町村長による必要な措置の勧告を受けた特定空家等に対する固定資産税等の住宅用地特例の解除

二 空家等対策計画に関する事項

- 1 効果的な空家等対策計画の作成の推進
- 2 空家等対策計画に定める事項
 - (1) 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針
 - ・重点対象地区の設定、空家等対策の優先順位の明示 等
 - (2) 計画期間
 - ・既存の計画や調査の実施年との整合性の確保 等
 - (3) 空家等の調査に関する事項
 - ・対象地区、期間、対象など調査内容及び方法の記載 等
 - (4) 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項
 - (5) 空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用の促進に関する事項
 - (6) 特定空家等に対する措置その他の特定空家等への対応に関する事項
 - (7) 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項
 - (8) 空家等に関する対策の実施体制に関する事項
 - ・各部局の役割分担、組織体制、窓口連絡先などの記載 等
 - (9) その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項
 - ・対策の効果の検証、その結果を踏まえた計画の見直し方針 等
- 3 空家等対策計画の公表等

三 その他空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

- 1 空家等の所有者等の意識の涵養と理解増進
- 2 空家等に対する他法令による諸規制等災害発生時等における災害対策基本法に基づく措置等
- 3 空家等の増加抑制策、利活用施策、除却等に対する支援施策等

「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針(ガイドライン)(概要)

R3.6.30
改正版

市町村が「特定空家等」の判断の参考となる基準等及び「特定空家等に対する措置」に係る手続について、参考となる考え方を示すもの。

第1章 空家等に対する対応

1. 法に定義される空家等及び特定空家等

・将来の外部不経済が予見される空家等も幅広く特定空家等に該当する。

2. 具体の事案に対する措置の検討

- (1) 特定空家等と認められる空家等に対して法の規定を適用した場合の効果等
 - ・固定資産税等の住宅用地特例に関する措置
- (2) 行政関与の要否の判断
- (3) 他の法令等に基づく諸制度との関係

3. 所有者等の特定

- (1) 所有者等の特定に係る調査方法等
- (2) 国外に居住する所有者等の特定に係る調査手法等
- (3) 所有者等の所在を特定できない場合等の措置
- (4) 具体的な調査方法等に係る留意事項

第3章 特定空家等に対する措置

1. 適切な管理が行われていない空家等の所有者等の事情の把握

2. 「特定空家等に対する措置」の事前準備

- (1) 立入調査
 - ・明示的な拒否があった場合に、物理的強制力を行いつつ立入調査をすることはできない。
 - ・空家等を損壊させるようなことのない範囲内での立入調査は許容され得る。
- (2) データベース(台帳等)の整備と関係部局への情報提供
 - ・税務部局に対し、空家等施策担当部局から常に「特定空家等」に係る最新情報を提供
- (3) 特定空家等に関係する権利者との調整
 - ・抵当権等が設定されていた場合でも、命令等を行うに当たっては、関係権利者と必ずしも調整を行う必要はない。

3. 特定空家等の所有者等への助言又は指導

- (1) 特定空家等の所有者等への告知
- (2) 措置の内容等の検討

第2章 「特定空家等に対する措置」を講ずるに際して参考となる事項

「特定空家等に関する措置」を講ずるか否かについては、(1)を参考に、(2)に示す事項を勘案して、総合的に判断。

- (1) 特定空家等の判断の参考となる基準
 - ・空家等の物的状態の判断に際して参考となる基準を別紙に示す。
- (2) 「特定空家等に対する措置」の判断の参考となる基準
 - ① 周辺の建築物や通行人等に対し悪影響をもたらすおそれがあるか否か
 - ・周辺への被害が顕在化していなくてもそのおそれが見られる場合は、早期の段階から措置を講ずる。
 - ② 悪影響の程度と危険等の切迫性
 - ・放置した場合の危険等の切迫性に応じて、早期の段階から措置を講ずる。

4. 特定空家等の所有者等への勧告

- (1) 勧告の実施
 - ・固定資産税等の住宅用地特例から除外されることを示すべき。
 - ・勧告は書面で行う。
 - ・措置の内容は、規制目的を達成するために必要かつ合理的な範囲内
- (2) 関係部局への情報提供

5. 特定空家等の所有者等への命令

- (1) 所有者等への事前の通知
- (2) 所有者等による公開による意見聴取の請求
 - (3) 公開による意見の聴取
 - (4) 命令の実施
 - ・命令は書面で行う。
 - (5) 標識の設置その他国土交通省令・総務省令で定める方法による公示

6. 特定空家等に係る代執行

- (1) 実体的要件の明確化

(2) 手続的要件

- (3) 非常の場合又は危険切迫の場合
- (4) 執行責任者の証票の携帯及び提示
- (5) 財産等の取扱い
- (6) 費用の徴収

7. 過失なく措置を命ぜられるべき者を確知することができない場合

- (1) 「過失がなく」「確知することができない」場合
 - ・不動産登記簿情報、固定資産税情報等を活用せずに、所有者等を特定できなかった場合、「過失がない」とは言い難い。
- (2) 事前の公告
- (3) 財産等の取扱い
- (4) 費用の徴収
 - ・義務者が後で判明したときは、その者から費用を徴収できる。

8. 必要な措置が講じられた場合の対応

- ・所有者等が、勧告又は命令に係る措置を実施し、当該勧告又は命令が撤回された場合、固定資産税等の住宅用地特例の要件を満たす家屋の敷地は、特例の適用対象となる。

ガイドライン〔別紙1〕〔別紙2〕の概要

空家等の物的状態の判断に際して参考となる基準を示すもの。以下は例示であり、これによらない場合も適切に判断していく必要がある。

〔別紙1〕 そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態

1. 建築物が倒壊等著しく保安上危険又は将来そのような状態になることが予見される状態

(1) 建築物の倒壊等

イ 建築物の著しい傾斜

- ・基礎に不同沈下がある
- ・柱が傾斜している

【参考となる考え方】

- (a)「建築物の傾斜が原因で著しく保安上危険となっている状態」とは、1/20超の傾斜が認められる状態

- (b)「将来(a)の状態になると予見される状態」とは、1/20を超えない基礎の不同沈下や部材の損傷等により建築物に傾斜が認められる状態

ロ 建築物の構造耐力上主要な部分の損傷等

- ・基礎が破損又は変形している
- ・土台が腐朽又は破損している

【参考となる考え方】

- (a)「基礎及び土台の損傷等が原因で著しく保安上危険となっている状態」とは、基礎のひび割れが著しく、土台に大きなずれが生じ、上部構造を支える役目を果たさなくなっている箇所が複数生じている状態

- (b)「将来(a)の状態になると予見される状態」とは、基礎のひび割れや土台のずれにより上部構造を支える役目を果たさなくなっている箇所が生じている

(2) 屋根、外壁等が脱落、飛散等

- ・屋根が変形している
- ・屋根ふき材が剥落している

- ・外壁の仕上材料が剥落等している
- ・看板、給湯設備等が転倒している

- ・屋外階段、バルコニーが腐食、破損又は脱落している

【参考となる考え方】

- (a)「屋根ふき材、ひさし又は軒の脱落等が原因で著しく保安上危険となっている状態」とは、屋根ふき材が脱落しそうな状態や軒に不陸、剥離が生じている状態

- (b)「将来(a)の状態になると予見される状態」とは、屋根ふき材や軒がただちに脱落・剥離するおそれはないものの、損傷・変形している状態

2. 擁壁の状態

- ・擁壁表面に水がしみ出し、流出している

〔別紙2〕 そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態

(1) 建築物又は設備等の破損等が原因で、以下の状態にある。

(a)「建築物又は設備等の破損等が原因で著しく衛生上有害となっている状態」の例

- ・吹付け石綿等が飛散し暴露する可能性が高い
- ・浄化槽等の放置、破損等による汚物の流出、悪臭の発生があり、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている
- ・排水等の流出による臭気の発生があり、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている

(b)「将来(a)の状態になることが予見される状態」の例

- ・吹付け石綿等が飛散し暴露する可能性は低いが見目が目視により確認できる
- ・地域住民の日常生活に支障を及ぼす状態にはなっていないが、浄化槽等の破損等により汚物の流出、悪臭の発生のおそれがある
- ・地域住民の日常生活に支障を及ぼす状態にはなっていないが、排水管等の破損等による悪臭の発生のおそれがある

(2) ごみ等の放置、不法投棄が原因で、以下の状態にある。

(a)「ごみ等の放置、不法投棄が原因で著しく衛生上有害となっている状態」の例

- ・ごみ等の放置、不法投棄による悪臭の発生があり、地域住民の日常生活に影響を及ぼしている
- ・ごみ等の放置、不法投棄により、多数のねずみ、はえ、蚊等が発生し、地域住民の日常生活に影響を及ぼしている

(b)「将来(a)の状態になることが予見される状態」の例

- ・地域住民の日常生活に支障を及ぼす状態にはなっていないが、ごみ等の放置、不法投棄による悪臭の発生のおそれがある
- ・地域住民の日常生活に支障を及ぼす状態にはなっていないが、ごみ等の放置、不法投棄による多数のねずみ、はえ、蚊等の発生のおそれがある

ガイドライン [別紙3]～[別紙5]の概要

空家等の物的状態の判断に際して参考となる基準を示すもの。以下は例示であり、これによらない場合も適切に判断していく必要がある。

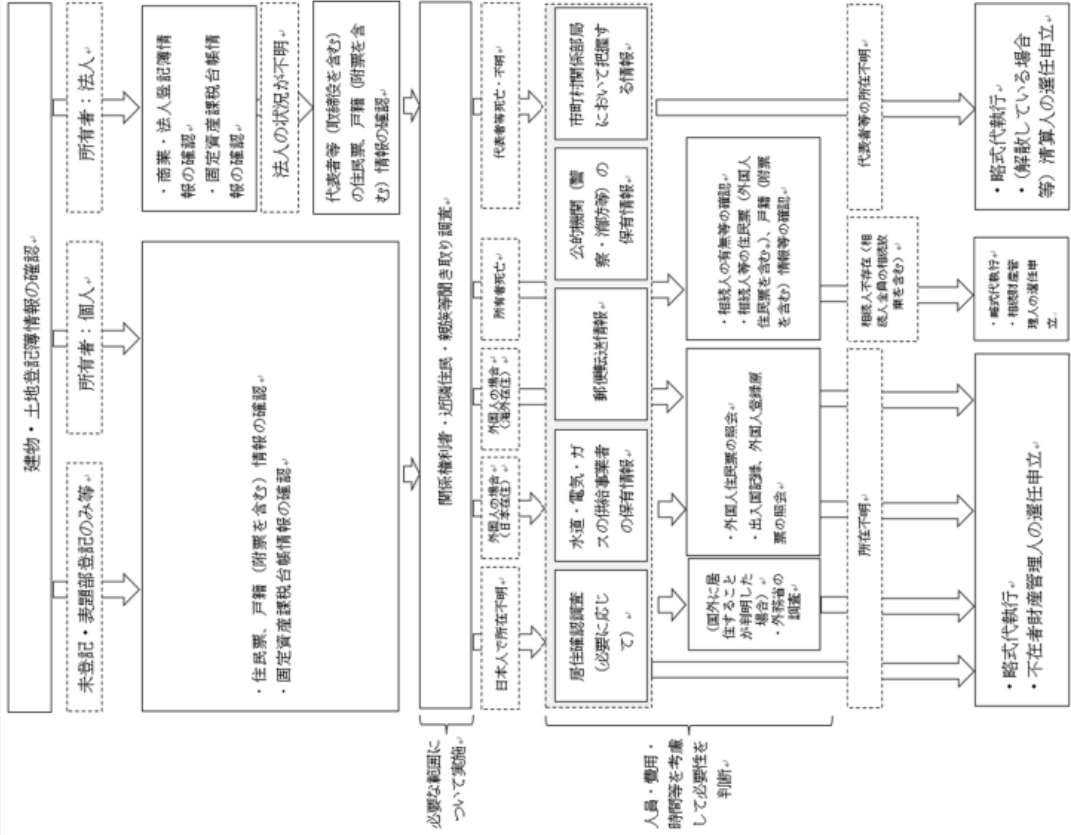
[別紙3] 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態

- (1) **適切な管理が行われていない結果、既存の景観ルールに著しく適合していない状態となっている。**
- ・景観法に基づき景観計画を策定している場合において、当該景観計画に定める建築物又は工作物の形態意匠等の制限に著しく適合していない状態となっている。
 - ・地域で定められた景観保全に係るルールに著しく適合しない状態となっている。
- (2) **その他、以下のような状態にあり、周囲の景観と著しく不調和な状態である。**
- ・屋根、外壁等が、汚物や落書き等で外見上大きく傷んだり汚れたまま放置されている。
 - ・多数の窓ガラスが割れたまま放置されている。
 - ・立木等が建築物の全面を覆う程度まで繁茂している。

[別紙4] その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

- (1) **立木が原因で、以下の状態にある。**
- ・立木の枝等が近隣の道路等にはみ出し、歩行者等の通行を妨げている。
- (2) **空家等に住みついた動物等が原因で、以下の状態にある。**
- ・動物のふん尿その他の汚物の放置により、臭気が発生し、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。
 - ・シロアリが大量に発生し、近隣の家屋に飛来し、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼすおそれがある。
- (3) **建築物等の不適切な管理が原因で、以下の状態にある。**
- ・扉扉が施錠されていない、窓ガラスが割れている等不特定の者が容易に侵入できる状態で放置されている。

[別紙5] 所有者等の特定に係る調査手順の例



川越市空家等の適切な管理に関する条例

川越市空き家等の適正管理に関する条例(平成二十四年条例第三十三号)の全部を改正する。

(目的)

第一条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成二十六年法律第二百二十七号。以下「法」という。)に定めるもののほか、空家等の適切な管理及び特定空家等の発生の予防に関し必要な事項を定めることにより、生活環境の保全を図り、もって安全で安心なまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 空家等 法第二条第一項に規定する空家等であつて、本市の区域に所在するものをいう。
- 二 特定空家等 法第二条第二項に規定する特定空家等であつて、本市の区域に所在するものをいう。
- 三 管理不全空家等 適切な管理が実施されていない空家等であつて、本市の区域に所在するもののうち、規則で定めるものをいう。

(所有者等の責務)

第三条 空家等の所有者又は管理者(以下「所有者等」という。)は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、その所有し、又は管理する空家等を適切に管理しなければならない。

(市の責務)

第四条 市は、第一条の目的を達成するため、空家等の適切な管理の促進のために必要な施策を策定し、及び実施しなければならない。

- 2 市は、前項の規定による施策の実施のために必要な体制の整備に努めなければならない。

(空家等の情報の提供)

第五条 市民は、管理不全空家等があると思われるときは、市にその情報を提供するよう努めるものとする。

(助言又は指導)

第六条 市長は、管理不全空家等(特定空家等を除く。以下この条において同じ。)があると認めるときは、当該管理不全空家等の所有者等に対し、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう助言又は指導をすることができる。

(公表)

第七条 市長は、法第十四条第三項の規定による命令を受けた者が正当な理由がなくその命令に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

2 前項の規定により公表をしようとする場合は、当該公表の相手方に対し、意見を述べる機会を付与しなければならない。

(緊急安全措置)

第八条 市長は、空家等の倒壊等により人の生命、身体又は財産に危害が及ぶことを避けるために緊急の必要があると認めるときは、これを避けるために必要な最小限度の措置を自ら講ずることができる。

2 市長は、前項の措置を講じたときは、当該措置に要した費用を所有者等から徴収するものとする。

(協力要請)

第九条 市長は、空家等の適切な管理のために必要があると認めるときは、当該空家等の存する区域を管轄する消防その他の関係機関に対し、必要な協力を求めることができる。

(委任)

第十条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

川越市空家等の適切な管理に関する条例施行規則

川越市空き家等の適正管理に関する条例施行規則(平成二十五年規則第二十号)の全部を改正する。

(趣旨)

第一条 この規則は、川越市空家等の適切な管理に関する条例(平成三十年条例第五号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(管理不全空家等)

第二条 条例第二条第三号の規則で定めるものは、次の各号のいずれかの状態に該当するものをいう。

- 一 そのまま放置すれば倒壊等保安上危険となるおそれのある状態
- 二 そのまま放置すれば衛生上有害となるおそれのある状態
- 三 そのまま放置すれば著しく景観を損なうおそれのある状態
- 四 前三号に掲げるもののほか、周辺的生活環境の保全を図るために放置することが適切となるおそれのある状態

(公表)

第三条 条例第七条第一項の規定により公表する事項は、次に掲げるものとする。

- 一 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成二十六年法律第二百二十七号)第十四条第三項の規定による命令(以下この条において「命令」という。)に従わなかった者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- 二 命令に係る空家等の所在地
- 三 命令の内容
- 四 前三号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 条例第七条第一項の規定による公表(次条において「公表」という。)に、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(意見を述べる機会の付与)

第四条 市長は、条例第七条第二項の規定により公表の相手方に意見を述べる機会を付与するときは、意見陳述機会付与通知書(様式第一号)により、当該公表の相手方に通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けて意見を述べようとする者は、当該通知を受けた日から起算して十四日以内に、公表に係る意見書(様式第二号)により意見を述べなければならない。

(緊急安全措置等)

第五条 条例第八条第一項に規定する緊急の必要があると認めるときとは、空家等が次の各号のいずれかに掲げる状態に、該当するときをいう。

- 一 建築物又はこれに附属する工作物が倒壊するおそれがある状態
 - 二 屋根、外壁等が落下し、又は飛散するおそれがある状態
 - 三 前二号に掲げるもののほか、著しく衛生上有害となるおそれがある状態又は周辺的生活環境を著しく害するおそれがある状態であって市長が認める状態
- 2 市長は、条例第八条第一項に規定する措置(以下この条において「緊急安全措置」という。)を講じたときは、緊急安全措置実施通知書(様式第三号)により、当該緊急安全措置を講じた空家等の所在地及び当該緊急安全措置の内容について当該空家等の所有者等に通知をしなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、市長は、緊急安全措置を講じた場合において、当該緊急安全措置に係る空家等の所有者等を確知することができないときは、当該空家等の所在地及び当該緊急安全措置の内容を告示するものとする。
- (その他)

第六条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則(令和四年三月三十一日規則第二四号)

- 1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定により作成されている用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

様式第1号(第4条関係)

第 号
年 月 日

様

川越市長



意見陳述機会付与通知書

あなたが所有（管理）をしている下記の物件は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に定める特定空家等に該当すると認められたため、年 月 日付け 第 号により必要な措置をとるよう命令しましたが、現在に至っても当該措置がとられていません。このため、川越市空家等の適切な管理に関する条例（平成30年条例第5号）第7条第1項の規定により、公表を予定しています。

つきましては、同条第2項の規定により、下記のとおり意見を述べる機会を付与しますので、本件公表について意見がある場合は、川越市空家等の適切な管理に関する条例施行規則（平成30年規則第39号）第4条第2項に規定する公表に係る意見書に意見を記載し、提出してください。

記

1	空家等の所在地	
2	予定される公表の内容	
3	公表の原因となる事実	
4	公表に係る意見書の提出先及び提出期限	提出先 提出期限

様式第2号(第4条関係)

年 月 日

公表に係る意見書

(提出先)

川 越 市 長

提出者 住 所
氏 名〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

下記の空家等に係る川越市空家等の適切な管理に関する条例（平成30年条例第5号）第7条第1項の規定による公表に関し、下記のとおり意見を述べます。

記

空家等の所在地	
公表の原因となる事実についての意見	
証拠書類等の提出の有無	有 ・ 無

備考

- 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 2 証拠書類等を提出する場合は、添付すること。

様式第3号(第5条関係)

第 号
年 月 日

様

川越市長



緊急安全措置実施通知書

川越市空家等の適切な管理に関する条例(平成30年条例第5号)第8条第1項の規定により緊急安全措置を講じたので、下記のとおり通知します。

記

- 1 措置を講じた空家等の所在地
- 2 措置の内容
 - (1) 空家等の所有者又は管理者
 - (2) 緊急安全措置の内容
 - (3) 緊急安全措置を講じた理由
 - (4) 緊急安全措置を講じた日
 - (5) 備考

川越市空家等対策協議会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する事項、その他空家等対策の推進に関し市長が必要と認める事項について協議を行うため、川越市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を実施することに関し、必要な事項を定める。

(委員)

第2条 協議会は、市長及び委員10人以内で構成する。

- 2 委員は、法第7条第2項に掲げる者のうちから、市長が就任を依頼する。
- 3 委員を依頼する期間は、2年以内とする。ただし、補欠の委員に依頼する期間は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、期間を更新することができる。

(議長及び副議長)

第3条 協議会に議長及び副議長を置く。

- 2 議長は、市長をもって充てる。
- 3 議長は、協議会の会議を進行する。
- 4 副議長は、議長及び委員（以下これらを「協議会委員」という。）の互選によってこれを定める。
- 5 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会は、議長が招集する。

- 2 協議会は、協議会委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会は、必要があるときは、関係者の出席を求め、意見を聴き、又は関係者に資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、市民部防犯・交通安全課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

この要綱は、平成29年6月9日から施行する。

川越市空家等対策協議会 委員名簿

(敬称略)

	組織・団体名等	氏名
1	川越市長	川合 善明
2	明治大学 政治経済学部 教授	野澤 千絵
3	東京藝術大学 美術学部 建築科 准教授	藤村 龍至
4	埼玉弁護士会	近藤 宏一
5	埼玉司法書士会	福島 聡司
6	埼玉土地家屋調査士会	水野 誠
7	公益社団法人 埼玉県宅地建物取引業協会	飯沼 哲夫
8	一般社団法人 埼玉建築士会	芹澤 守
9	公益社団法人 埼玉県不動産鑑定士協会	舩原 康善
10	川越市自治会連合会	村田 一男
11	川越市民生委員児童委員協議会連合会	中島 眞利子

川越市空家等対策計画庁内検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 川越市空家等対策計画の策定に関する事項について検討するため、川越市空家等対策計画庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 川越市空家等対策計画の策定に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、委員長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は市民部長の職にある者をもって充て、副委員長は総合政策部長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、委員会の会務を総理し、会議の議長となる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員会の会議の招集等)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、必要があるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 3 委員長は、必要に応じ、川越地区消防組合消防局長に出席を要請するものとする。

(検討部会)

第6条 委員会は、第2条に掲げる事項について専門の事項を検討させるため、川越市空家等対策計画庁内検討部会（以下「部会」という。）を置く。

- 2 部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。
- 3 部会長は市民部長の職にある者をもって充て、副部会長は防犯・交通安全課長の職にある者をもって充てる。
- 4 部会員は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 部会長は、部会の会務を総理し、部会の会議の議長となる。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 7 部会の会議は、部会長が招集する。
- 8 部会は、必要があるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 9 部会長は、必要に応じ、川越地区消防組合予防課長に出席を要請するものとする。

(庶務)

第7条 委員会及び部会の庶務は、市民部防犯・交通安全課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則（平成29年8月9日市長決裁）

この要綱は、市長決裁の日から施行する。

別表1（第3条関係）

危機管理監 総務部長 財政部長 福祉部長 こども未来部長 保健医療部長 環境部長 産業観光部長 都市計画部長 建設部長

別表2（第6条関係）

防災危機管理室長 政策企画課長 法務室長 財政課長 資産税課長 福祉推進課長 高齢者いきがい課長 こども政策課長 食品・環境衛生課長 環境政策課長 環境対策課長 資源循環推進課長 産業振興課長 都市計画課長 都市整備課長 建築指導課長 開発指導課長 道路環境整備課長 建築住宅課長
--

川越市特定空家等判定委員会要綱

(設置)

第1条 この要綱は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。次条第3号において「法」という。）による特定空家等の対策に関する必要な事項について検討するため、川越市特定空家等判定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 特定空家等の判定の基準に関する事項
- (2) 特定空家等の判定に関する事項
- (3) 法第14条に規定する特定空家等に対する措置に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、委員長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員9人で組織し、総合政策部長、総務部長、財政部長、市民部長、保健医療部長、環境部長、都市計画部長、建設部長及び法務室長をもって充てる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、川越地区消防組合消防局長に対して協力を要請するものとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は市民部長、副委員長は都市計画部長をもって充てる。

- 2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要に応じて、学識経験者、弁護士などの出席をもとめ、意見を聴くことができる。
- 5 委員会の会議は、非公開とする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、市民部防犯・交通安全課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月6日から施行する。

第 2 次川越市空家等対策計画 策定経過

●川越市空家等対策計画庁内検討部会

【第 1 回】

- 開催日時 : 令和 4 年 8 月 1 7 日 午後 3 時～
議 題 : (1)川越市空家等対策計画の目的・概要とこれまでの取組み
(2)川越市空家等対策計画の改定方針（案）

【第 2 回】

- 開催日時 : 令和 4 年 9 月 2 6 日 午前 1 0 時～
議 題 : (1)第 2 次川越市空家等対策計画（素案）について

【第 3 回】

- 開催日時 : 令和 4 年 1 0 月 2 0 日 午後 3 時～
議 題 : (1)第 2 次川越市空家等対策計画（原案）について

【第 4 回】

- 開催日時 : 令和 5 年 1 月 1 2 日 ※書面会議
報告事項 : (1)「第 2 次川越市空家等対策計画（原案）」に対する意見募集の結果
について
議 題 : (1)第 2 次川越市空家等対策計画（最終案）について

●川越市空家等対策計画庁内検討委員会

【第1回】

- 開催日時 : 令和4年8月26日 午後3時～
報告事項 : (1)川越市空家等対策計画の目的・概要とこれまでの取組み
議 題 : (1)川越市空家等対策計画の改定方針(案)

【第2回】

- 開催日時 : 令和4年10月3日 午前10時～
議 題 : (1)第2次川越市空家等対策計画(素案)について

【第3回】

- 開催日時 : 令和4年10月27日 午後3時～
議 題 : (1)第2次川越市空家等対策計画(原案)について

【第4回】

- 開催日時 : 令和5年1月25日 ※書面会議
報告事項 : (1)「第2次川越市空家等対策計画(原案)」に対する意見募集の結果
について
議 題 : (1)第2次川越市空家等対策計画(最終案)について

●川越市空家等対策協議会

【第1回】

開催日時 : 令和4年10月11日 午後3時～

議 題 : (1)川越市空家等対策計画の目的・概要とこれまでの取組み
(2)川越市空家等対策計画の改定方針(案)
(3)第2次川越市空家等対策計画(素案)について

【第2回】

開催日時 : 令和4年11月25日 午前10時～

議 題 : (1)第2次川越市空家等対策計画(原案)について

●意見募集の実施

募集期間 : 令和4年12月12日～同5年1月10日(30日間)

結 果 : 寄せられた意見なし

第2次川越市空家等対策計画

令和5年（2023年）3月

発行 川越市

編集 川越市 市民部 防犯・交通安全課
〒350-8601 埼玉県川越市元町1丁目3番地1
TEL：049-224-8811（代表）
FAX：049-224-6705
E-mail：bohankotsu★city.kawagoe.lg.jp
（@部分を「★」と表示しています）



川越市シンボルマーク

